

# 出生届

※窓口にお越しの際は、**母子健康手帳・本人確認書類**(運転免許証・健康保険証など)をお持ちください。

＊ ＊ ご誕生おめでとうございます ＊ ＊

西条市役所 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地  
代表(0897)56-5151

## 《関連する手続き》

項目	内容【 】内は、必要なもの	本庁担当課
<input type="checkbox"/> 戸籍	○届出した市区町村と本籍地が異なる場合は、戸籍に反映されるまでに1週間程度かかります。	
<input type="checkbox"/> 住民登録	○出生届により記載されますので、手続きは必要ありません。 ★出生届を提出した市区町村と住所地が異なる場合は、住民票に反映されるまでに1週間程度かかります。 ○「住民票コード通知票」を簡易書留郵便でお送りします。 (住民票に記載されてからの発送になります。) ★住民票コードは、住民票に記載のある人に付番する11桁の番号です。 住所や氏名の変更などにより住民票コードが変わることはありません。	市民課 市民係  新館1階 ①～⑥番窓口
<input type="checkbox"/> マイナンバー	○出生届により付番されますので、手続きは必要ありません。 ○「個人番号通知書」を簡易書留郵便でお送りします。 (1ヶ月程度かかります。) ★マイナンバーは、住民票に記載のある人に付番する12桁の番号です。 住所や氏名の変更などによりマイナンバーが変わることはありません。	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	○国民健康保険に加入される方は、手続きが必要です。 ※14日以内 ★国保税の納入通知書は、後日郵送します。 ○出産育児一時金をご請求ください。 <b>【世帯主名義の口座が分かるもの・医師の証明・医療機関発行の領収明細書・直接支払制度利用の有無がわかるもの】</b> ★国民健康保険以外で出産育児一時金に相当する給付を受ける場合は、支給されません。 ★出産育児一時金(産科医療補償制度加入の場合)は、42万円です。 ★医療機関等への直接支払制度の手続きをすませた方で、出産費用により差額が支給される場合は通知いたします。 ※通知のあった場合は、手続きをしてください。 ○国民健康保険以外に加入されている方は、加入されている健康保険の保険者または勤務先で必要書類をご確認のうえ、加入手続きおよび出産育児一時金の請求をしてください。	国保医療課 国保係  新館1階 ⑮番窓口
<input type="checkbox"/> 国民年金	○産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。 ★国民年金第1号被保険者が出産された時は、産前産後の保険料が一定期間免除されます。「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 現在、保険料免除制度を利用されている方も手続きが必要です。 <b>【年金手帳】</b>	市民課 年金係  新館1階 ⑪⑫番窓口
<input type="checkbox"/> 下水道	○地下水利用の方で、下水道に接続されている世帯は、人数変更の手続きが必要です。	下水道業務課 下水道業務係 本館2階
<input type="checkbox"/> ごみ袋	○ごみ袋配布のため、人数変更の手続きが必要です。	衛生課 衛生係 新館2階

※裏面に続きます。

項目	内容【 】内は、必要なもの	本庁担当課	
<input type="checkbox"/> 予防接種・乳児一般健康診査	<p>○中央保健センターから届出した住所地へ郵送いたします。</p> <p>※窓口での手続きは必要ありません。 (生後2か月以内に郵送いたします。)</p>	中央保健センター (52-1215)	
<input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)	<p>○児童を養育している方が住民登録をしている市区町村で請求手続きをしてください。(夜間窓口で出生届を提出された方や里帰り出産された方はご注意ください)</p> <p><b>【請求者名義の口座が分かるもの・請求者等の健康保険証など】</b></p> <p>★原則、手続きされた翌月分から支給されます。ただし、出生日の翌日から15日以内の場合は、出生月の翌月分から支給されます。 (15日目が閉庁日の場合は、翌開庁日で可)</p> <p>★支給月は、原則として毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。</p> <p>★支給額は、受給者の所得、児童の年齢・人数等により決まります。 詳しくは、右記の担当窓口へお問い合わせください。</p> <p>★請求者が公務員の場合は職場でご請求ください。(外郭団体、郵便局、独立行政法人にお勤めの方は市役所でご請求ください)</p> <p>○ご夫婦の場合、原則、所得の高い方が請求してください。</p>	子育て支援課 子育て支援係  新館2階	
<input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券 (おむつ券)	<p>○第2子以降の子が生まれた保護者におむつ券(50,000円分)を交付しますので、手続きしてください。</p> <p><b>【母子健康手帳など】</b></p> <p>★申請期限はその子の満1歳の誕生日の前日までです。 ※誕生日の前日が閉庁日の場合は、翌開庁日で可</p> <p>★愛媛県内の他市町(四国中央市を除く)に住民票がある場合は、住所地で手続きをしてください。</p>		
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	<p>○父(母)に養育されていない18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合に支給されます。</p> <p><b>【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の口座が分かるものなど】</b></p> <p>★状況によって必要書類が増える場合があります。</p>		
医療費助成	<input type="checkbox"/> こども (中学生以下)	<p>○お子様の健康保険証がお手元に届いてから手続きをしてください。「こども医療費受給者証」をお渡しします。</p> <p><b>【子どもの健康保険証・印鑑】</b></p> <p>○市内在住の、0歳から15歳になった日以後の最初の3月末日(中学校卒業年の3月31日)までのお子さまを対象に、保険診療による医療費の一部負担金を全額助成します。</p> <p>○県内の病院にかかるときは、健康保険証と受給者証と一緒に医療機関にご提示ください。</p> <p>○県外の病院にかかるときは、健康保険証を提示して、一部負担金をお支払いください。そのときにかかった病院で保険点数等のわかる領収書の発行を受け、払戻しの申請をしてください。</p> <p><b>【医療機関発行の領収明細書・子どもの健康保険証・保護者名義の口座が分かるもの・印鑑】</b></p>	国保医療課 医療係  新館1階 ⑰番窓口
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭	<p>○20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、一定の要件に該当する場合に保険診療による医療費の一部負担金を助成します。</p> <p>○使い方は、子ども医療と同じです。</p> <p>○世帯状況によって必要書類が異なりますので事前にご相談ください。</p> <p><b>【親と子の健康保険証・印鑑】</b></p>	